

第3回鎌ヶ谷市地域福祉計画策定委員会 会議録

【開催日時】 平成23年5月11日（水） 13時30分から 14時35分まで	【出席者】 鈴木秀承委員 高橋 寛委員 山田ルミ子委員 山本幸子委員 鮫島 亘委員 鈴木 操委員 松村幸江委員	【事務局出席者】 課長 田中 延佳 渡邊 忠明 會澤 修
【場 所】 総合福祉保健センター 4階 会議室	【欠席者】 堀江直茂委員 川村浩幸委員 小林数夫委員 下谷喜作委員 中野 洪委員	【手話通訳】 福地 高橋 書記：會澤
〈議 題〉 (1) 議事録署名人の選出について (2) 鎌ヶ谷市地域福祉計画【改訂版】（案）について (3) その他		

〈会議内容〉

発言者	発言・質問・回答の要旨（要点筆記）
鈴木会長	これから地域福祉計画策定委員会第3回会議を始めたい。 3月11日の大地震から2ヶ月過ぎたが、いろいろとご心配がございましたと思う。この大変な状況の中お集まりいただき、ありがとうございます。委員のみなさんにおかれては、積極的に意見の発言をお願いしたい。
事務局	本日の傍聴人はいないので、このまま会議を進めていただきたい。
事務局	議題(1) 議事録署名人の選出について 議事録署名人については、第1回会議の申し合わせにより名簿順にお願いすることになっているので、今回は高橋委員と山本委員にお願いしたい。
鈴木会長	議題(2) 鎌ヶ谷市地域福祉計画【改訂版】(案)について 次の議題である「鎌ヶ谷市地域福祉計画【改訂版】（案）」について、事務局の説明を求める。
事務局	「鎌ヶ谷市地域福祉計画（素案）」について説明を行う。 前回の会議及び関係各課からなる庁内会議で意見を求めたところ、いくつかの修正ができたので、説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 合計特殊出生率の追記 ○ P11の要介護認定者の推移の各年度グラフに合計数値を表記 ○ P21の「鎌ヶ谷市における地域福祉の展開」のイメージ図を追加 ○ P21の「市民後見人」の「市民」を「成年」に変更 ○ P21の「身体障がい者福祉センター」の下に「幼児療育指導室」を追記 ○ P27の「地域福祉コーディネーターの役割」の協力・連携に「地域包括支援センター」を追加 ○ P35の「子育て・子育て支援ガイド」を「子育てに関する冊子」に変更

鈴木会長 鈴木会長	<ul style="list-style-type: none"> ○ P36からP44までの「市の取り組み」で、担当課の名称を削除 ○ P39の市の取り組みの中で、「総合福祉保健センターの1箇所」の「1箇所」を削除 ○ 施策の取り組みの表記を行政→社協→地域→市民とした方が、市民に対し柔らかな表現となるのでは。 ○ 基本理念の「福祉のまちづくり」で、「福祉の」があるところとないところがある。 ○ P23、P49の「現行計画」という表記を、「前計画」に変更
鈴木会長 鈴木会長	<p>今の説明に対して、何か意見はあるか。</p> <p>P46の「地域住民が支える市民後見人の育成に努めます。」のくだりで、「市民後見人」については、これからの制度である。近隣市の状況、導入事例を伺いたい。</p>
事務局	<p>最近、専門家に代わって市民が担い手となる市民後見人として支援する事例が増えてきている。先進市としては東京都品川区がそうであり、そこでは特定非営利活動法人「市民後見人の会」を作って活動している。市民後見人養成講座や成年後見人制度普及のビデオ上映会などを行っている。</p> <p>鎌ヶ谷市のまわりの市では、まだまだのようである。この「市民後見人」の制度を広めたい、育成をしていきたいという流れがある。</p>
鈴木会長 事務局	<p>市民後見人の育成は、社会福祉法人がやるのか。</p> <p>市民後見人は、介護保険や財産管理の知識が求められるが、講習を受ければ誰でもなれる。後見人制度の専門家も手いっぱい限界があり、必要なのに後見人が見つからないケースもある。地域で支え、行政も支援していく必要がある。</p>
鈴木会長 山本委員	<p>では、社会福祉協議会が担うということになる。</p> <p>P32の災害時要援護者避難支援登録申請のことだが、障がいのある人の登録は進んでいるのか。</p>
事務局	<p>基本的には、手上げ方式による要援護者の登録を行っている。自発的な登録を募っているので、残念ながら進んでいるとは言い難い状況である。</p>
山本委員 事務局	<p>障がい者団体に、台帳の作成については了解がとれているのか。</p> <p>障がい者団体にも周知しながら、障がいのある方にも手を挙げていただくようにしたい。</p>
高橋委員	<p>自治会からの立場から言わせてもらうと、将来的には地域に住んでいる全ての要援護者を登録する必要がある。</p> <p>災害が起きた時に、この家の要援護者は登録されていないから安否を確認しない、この家の要援護者は登録されているから確認するといったことは不可能である。なので、登録の理解を頂くための活動や啓発が必要。</p>
事務局	<p>どのように地域住民に理解していただくか考えていただきたい。</p> <p>地域支援者が見つけられなくて登録できない人のために、地域支援者を募集する方法も考えています。災害発生時又は災害の発生が予想されるときに災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難したりするなどの支援をお願いするボランティアです。</p>
鈴木会長 松村委員	<p>自治会や民生委員にも協力を頂いて、要援護者の登録を推進していきたい。</p> <p>地区社会福祉協議会としても、これは新たに取る必要があると思います。</p> <p>P46の「日常生活自立支援事業」の意味を教えてください。</p>

事務局	在宅で日常生活を送るうえで、福祉サービスを利用したり毎日の生活に欠かせない金銭の出し入れが困難な高齢者や障がいのある人が地域で安心して生活できるように支援するサービスのことです。
松村委員	そのサービスを受けている人は、市では何人いるのか。
事務局	鎌ヶ谷市では、3人が登録されています。日常生活自立支援の相談は社会福祉協議会で受けて、その後はまつど広域後見支援センターが担当します。
鈴木会長	他に意見、質問等がなければ、この地域福祉計画（案）の策定の承認について審議したいと思います。
委員全員	全員一致で承認。
鈴木会長	全員から承認を頂きました。
高橋委員	地域福祉計画もそうであるが、行政がいろいろなことを実施しているのに、地域住民に伝わってこない。地域住民も行政について知ろうとする意識を持つことも必要であるが、市ももっと周知する必要があると思う。
	お互いが求めていることを話し合いなどで理解を深めていく必要があるのではないか。
鈴木委員	健康福祉部としても、いろいろな計画がありますが、市民に隅々までわかりやすくお知らせしたいと思います。
山田委員	市民が知りたい情報はたくさんあると思う。例えば地区ふれあい員は地区50人に1人が担当しているとのことだが、知っている市民は少ないと思う。
	いろいろな福祉サービスがあることを知らないと思うので、市民に伝えることはとても大事だと思う。
事務局	市民のみなさんに知らせていくのも、市の仕事の一つです。これからはきちんと啓発に努めて行きたいと思います。
鈴木会長	大災害が起きたあとなので、みなさんも危機感を持っている。地区社会福祉協議会でもきちんと話し合いをもつべきだと思います。
事務局	この度は、大変貴重な意見をいただきました。ありがとうございました。
	議題(3) その他
	意見がなければ、以上で本日の会議を終了する。
	4. 閉会

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成23年6月20日

署名人 高橋 寛

署名人 山本 幸子